

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和 7 年 1 月 2 0 日

○出席委員（１１名）

委員長	瀬崎伸一
委員	山本欽久
委員	濱口正久
委員	戸上健
委員	坂倉広子
委員	世古安秀

副委員長	世古雅人
委員	南川則之
委員	山本哲也
委員	木下順一
委員	尾崎幹

議長	河村孝
----	-----

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・寺本水道課長、河原課長補佐

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	岡村なぎさ
書記	

(午前10時35分 再開)

○瀬崎伸一委員長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第46号、濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）、議案第47号、自動車破損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）、議案第48号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）、議案第49号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）、議案第50号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）、議案第51号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについての議案6件であります。

審査に入る前に、委員の皆さんに申し上げます。

本日、議案が複数あることから一括して説明を受け、その後議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付議議案の審査に入ります。

議案第46号、濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）、議案第47号、自動車破損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）、議案第48号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）、議案第49号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）、議案第50号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）、議案第51号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて、担当課の説明を求めます。

水道課長。

○寺本水道課長 おはようございます。水道課長の寺本です。よろしくお願いいたします。

今回、議案第46号から第51号までの損害賠償の額を定めることについてに関する議案を上程させていただいた経緯につきまして、まず冒頭で説明させていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 はい、どうぞ。

○寺本水道課長 ありがとうございます。

それでは、まず今回の議案を提出させていただいた経緯について説明させていただきます。

令和6年7月27日から28日にかけて、長岡地区で漏水事故が発生し、断水・濁水により宿泊施設等での営業損失のほか、個人宅を含む機器類の故障等が発生しご迷惑をおかけいたしました。

それらの損害に対しましては、最高裁判例等を考慮し、市として補償を行う判断を行い、令和6年8月28日の市議会への報告におきましても皆様にお伝えさせていただいたところでございます。また、令和6年9月には補償費として2,000万円を計上する補正予算案を提出し、市議会のご承認をいただきました。

補償の申請は、令和6年9月2日以降順次受け付けを開始し、損害賠償の手続を進めてまいりましたが、今回その事務手続上の誤りがありまして、本来市議会の承認を得て損害賠償額の決定を行う必要があるにもかかわらず、その手順を踏まえていないことが発覚いたしました。

資料1ページをご覧ください。

地方自治法第96条第1項で、普通地方公共団体の議会は、「次に掲げる事件を議決しなければならない」。また、同条第13号におきましては、「法律上、その義務に属する損害賠償の額を定めること」と規定されておりますので、市が損害賠償の額を決定する場合には、市議会の承認が必要となっています。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。

しかしながら、地方公営企業法第40条第2項では、先ほどの「地方自治法第96条第13号の規定は適用しない」とする適用除外規定となっております。ただし、この条文には「条例で定めるものを除き」とあります。本市では、条例で定めがあり、資料2ページ下段に掲載しております鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第6条では、「地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする」と規定しております。

以上を要約いたしますと、市条例の定めにより、地方自治法で定める議決事件に対する地方公営企業法の適用除外は該当せず、50万円以上の損害賠償の額を決定する場合には、本来は市議会の承認が必要となりますが、地方公営企業法第40条第2項中の「条例で定めるものを除き」という一文を見落としていたことにより、一部市議会の承認を得ないまま損害賠償の手続を進めてしまっておりました。大変申し訳ございません。

次に、長岡地区漏水事故に伴う補償の状況と50万円以上の補償額の件数等につきまして、現在の状況を説明させていただきます。

本日配付いたしました、タイトルは「長岡地区断水・濁水にかかる補償申請受付状況」という資料をご覧ください。

この表の最下段の合計欄をご覧ください。現時点で申請の総数は29件となっております。申請額の合計1,381万3,369円に対し、審査中のものを含む補償額の合計は1,104万4,786円となる見込みでございますが、現在まだ審査中のものも含んでおりますため、今後変動する場合がございます。今回は、審査が確定し補償額が50万円以上となる4件についてご承認をお願いするものですが、4件中3件につきましては、既に支払いが終わってしまっているため、市議会の追認をお願いするものです。なお、ほかにも補償額で50万円を超える見込みのものがございますが、審査を経て補償額を算定した後、改めて今後の議会へ議案を提出し、ご承認をお願いする予定でございます。

また、長岡断水に係る補償の状況は以上となりますが、今回の件を受けて、過去に同様の事例がないかさかのぼり調べた結果、議会の承認を得ないまま補償を行っているケースが平成27年に1件、令和元年に1件、合わせて2件あることが判明いたしました。この2件につきましても、市の顧問弁護士に相談の上、併せて市議会の追認をお願いさせていただくことといたしました。

以上が議会の追認及び承認をお願いいたしたく、議案を上程した経緯となります。

今回、関係法令を見誤り、誤った事務手続を行ったことにより、市議会の皆様にご迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っております。大変申し訳ございません。

引き続き、議案書に戻りましてご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 はい、どうぞ。

○寺本水道課長 それでは、議案書1ページ、議案第46号、濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて

て（追認）につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地方公営企業法第40条第2項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第6条により適用する、地方自治法第96条第1項第13号の規定による議会の議決に付すべき損害賠償の額を議会の議決を経ずに定めていたことについて、追認の議決を得たく、本提案とするものです。

損害賠償の原因につきましては、平成27年12月25日午前9時20分頃、鳥羽市安楽島町地内におきまして、配水管の切替作業を行った際に濁水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するものです。

損害賠償の額は、104万5,000円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書2ページ、議案第47号、自動車破損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、議案第46号と同じのため省略させていただきます。

損害賠償の原因につきましては、令和元年12月4日午前8時頃、鳥羽市松尾町の主要地方道鳥羽磯部線に設置している消火栓ボックスの蓋が開いていたことにより、走行中の車両が当該消火栓ボックスの蓋に乗り上げたことで操作不能となり、当該道路のガードレールに衝突し、相手方車両を破損させたため、市はその損害について賠償するものです。

損害賠償の額は70万9,221円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書3ページ、議案第48号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）についてご説明いたします。

提案理由につきましては、議案第46、47号と同じのため、省略させていただきます。

損害賠償の原因につきましては、令和6年7月27日午前6時55分頃、鳥羽市堅子町地内の配水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するものでございます。

損害賠償の額は131万3,654円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書4ページ、議案第49号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）につきましてご説明いたします。

提案理由及び損害賠償の原因につきましては、議案第48号と同じのため、省略させていただきます。

損害賠償の額は219万1,643円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書5ページ、議案第50号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）につきましてご説明いたします。

提案理由及び損害賠償の原因につきましては、議案第48、49号と同じのため、省略させていただきます。

損害賠償の額は173万808円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書6ページ、議案第51号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地方公営企業法第40条第2項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第6条により適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めたく、

本提案とするものでございます。

損害賠償の原因につきましては、議案第48号から50号と同じのため、省略させていただきます。

損害賠償の額は50万5,093円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

ただいま担当課より説明がありましたとおり、議案第46号から議案第50号までについては、追認を求める議案であることから、一括して質疑を行いたいと思います。

それでは、議案第46号から議案第50号までについての5件について、ご質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 まず、これが発覚してきたという流れなんですけれども、これ本来監査で指摘されたんかい。

自分らで何か問題が起こったものでこういう追認にせないかんというんが出てきたんか、そこら辺ちょっと教えて。

○瀬崎伸一委員長 水道課長。

○寺本水道課長 今回、長岡地区の断水が発生しまして、いろいろ補償も行おうということになりました。

その関係で条例等々、水道関係の例規の整理をして、3月の議会で条例改正などを検討する中で、関係法令を整理する中で分かってきたということでございます。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そんなら監査ではないんやね。分かりました。

もう1点、この資料をいただいとるんですけど、機器補償の物品っていうのは何なんですか。物品でいいこと、補償額と物品と流れとんですけど、そこら辺ちょっと教えて。

○瀬崎伸一委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 水道課の河原です。よろしくお願いします。

ご質問の物品というものにつきましては、例えば食材を廃棄せざるを得なかった場合であつたりとか、また濁った水によって衣類であつたりとかそういったものを洗濯したときに色がついてしまってもう使うことができなくなってしまったといった場合のもので、機器とは分けて計上させていただいております。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 その物品というのは物で渡したわけですよね。物品の補償額がこの物品という名目の中で処理されるわけですか。補償額の中に物品のという解釈でいいんやね。それで1つの法人に営業補償、機器補償、物品と3つ書いてあるんですけど、これをトータルするとこの値段になるという考え方でよろしいんやね。

そういうことは、この物品が出てきとういうことは、それなりのやはり個人が1件あるぐらいで、あとはもう何らかの形の営業をされとる法人の方々に補償されたいうことでいいんやね。総額がこれということでもいいんやね。

○瀬崎伸一委員長 河原課長補佐、どうぞ。

○河原課長補佐 委員おっしゃるとおり、総額として計上しているものが物品に対する補償も含めた金額という

ことで、この金額での補償額としております。

○尾崎 幹委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 少し内容を全体的なことで質問させていただきます。

課長の説明で全体29件が対象ということで、当初予算計上のときよりも増えとることなんですけども、聞きたいのは全体の申請額、個別に申請されて補償額を決定して本人確認取って和解をしたところもあるということで、この全体で結構ですので、1,381万円の申請に対して補償、和解したところが1,104万円ぐらいということで約80%がこの補償額ということになっているんですけど、この後の20%ぐらいの漏れたところというんですか、どういうところが今回の補償の該当にならなかったのかというところ、分かれば簡単に教えてください。

○瀬崎伸一委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 南川委員のご質問にお答えいたします。

今回申請額と補償額の間に少し差が出ておりますけれども、その主な要因としては、営業などで宿泊の方のお客様の単価で申請額として上げられているというケースが多かったんですけども、そこから査定をする中では、消費税相当額を差し引くという作業をまずさせていただいております。そこからさらに売上げそのままという形じゃなくて、実際にかかっている経費、そういったものを差し引く必要がありましたので、決算書などから粗利率のようなものを求めて、それで計算をしているという状況になります。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。差については分かりました。

もう1点お聞きしたいのは、予算を9月に計上したときに、ここにも書いてありますけども、保険分ということで日本水道協会の水道賠償責任保険というのを使っていくということで予算の計上がありました。全体的に保険分630万円、市の水道課の持ち出し分が473万円程度ということでもんで、この保険分の考え方というんですか、100%保険にならなかったところというのを簡単に説明いただければと思います。

○瀬崎伸一委員長 水道課長。

○寺本水道課長 保険会社との話し合いの中で、保険の約款に沿って考えたときに、漏水事故の初日の断水の被害によるところにつきましては、保険の対象にならないという保険会社の判断がありまして、その部分がちょっと今回の保険対象外というような結果になっております。2日目の断水に係る部分につきましては、おおむね保険の範囲内で見いただけているという状況になっております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 今の説明で、断水の初日というのは、個別に言うところの29件の中でどういうふうな内容なのか、ちょっと少し説明いただければと思うんですけどね。

○瀬崎伸一委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 南川委員のご質問にお答えいたします。

保険の対象にならなかった２７日の分というのは、主なところとしましては、２７日に宿泊の予約をしていたにもかかわらず、断水になってますのでということ宿の方のほうからお客さんのほうにお伝えしたところ、それならばもうキャンセルしますというケースであつたりとか、あと宿泊はされたものの十分なサービスが提供できなかったのということで、半額であつたり割引をされたというケースがあります。そういったところが補償の対象というふうにはさせていただいたんですけども、保険の約款上、どうしても補填の対象にはならないという判断となつてしまいましたので、市単分ということで上げさせていただいております。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。内容についてよく理解させていただきました。私からは以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 議案第４６号は１０年前です。４７号は６年前の事案です。１０年間にわたって、今これ判明してそれを公表して担当課が陳謝したということは、僕は勇気がいることだったというふうに思うんです。よくこれをやったというふうにそれは評価はします。評価はしますけれども、資料が出ていたように、市の条例で赤であなた方は書いたけれども、５０万円以上のものは議会の議決が必要だということはもうセオリーですわな。なんでこういうものが見過ごされてきたのか、そこもう皆さんは究明なすったと思うんですけれども、どういう行政の姿勢にこんないろはの瑕疵があつたのかということについては、どういう議論になったのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 水道課長。

○寺本水道課長 本当にこの件につきましては、お詫びするほかないと思っておりますが、今回冒頭にもご説明させていただきましたとおり、地方公営企業法の中で地方自治法に対する適用除外の規定がございましたので、その件が大きかったかなというふうに、勘違いする大きな要因になっていたのかなというふうに考えております。

今後、水道課職員の認識というものが最も大事だというふうに我々考えておりまして、今後こういったことのないように、水道課内でも職員でしっかり共有して、今後つないでいくということが十分やっていかなければならないことだというふうに考えております。

それとまた、予算に関しては企画財政課、それから例規に関しては総務課、そういったところの関係部署としっかりと今回の件を共有しながら、今後に生かしていきたいというか、再発のないように進めていきたいというふうに現在考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解ですけれども、本会議の市長の説明でも、市長自身は全庁的な問題としてこれを陳謝しておりました。ですから、例規を担当する総務課もそうですけれども、監査もそうだけれども、厳密な条例執行といいますか、執務が改めて問われているというふうに思います。水道課としては、僕はよくぞこれ発見したというふうに思います。ですから、その水道課の発見を是として、可として、全庁の姿勢をただしてほしいと

いうふうに思いますし、僕は自らの自戒ですけれども、これ議会で決算が通って、こういうものは上程されとったはずなんです。議案としては出ていないけれども、予算執行でですね。我々自身もこれは節穴だったということですね。10年前のやつについても損害賠償は104万円の額です。ですから、これについては条例に即したのかどうかということを僕ら自身がしっかり吟味しなきゃ本来はいけなかったんじゃないかというふうに思いますもんで、自戒も込めてですね、これは発言しておきます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

木下委員、どうぞ。

○木下順一委員 ちょっと違う観点からですけれども、この46と47の先ほど言われとった10年前と6年前ですか、相当前の案件を戸上さん言われたようによく出してくれたなと思っておりませんが、この46号の賠償の原因、これが切替作業を行ったときに濁水が出たと。これは工事中に業者がやったのを水道課さんが何か切り替えたか何かしてやったのか、この辺がちょっとよく分からない。これ業者がやったのが濁水になったのか、そこまで市が補償をせないかんのか、ちょっとそのあたり説明願えますか。

○瀬崎伸一委員長 水道課長。

○寺本水道課長 このときは、水道管の更新を行う場合には、まず古い管がそのままあって、新設する管を布設して、布設し終わったところで流れを切り替える作業というのが出てきます。その際に濁水が発生したというふうに読み取っております。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 それはもう施工上のミスではなく、出てしまったで仕方がなかったというようなことで。

もう1つ47号の消火栓の蓋が開いとったというのは、こんな人為的でないと蓋なんて開いてなかったと違うかなとこう推測するんですけど、これもどういう状況で消火栓の蓋が開いてってそこへ車が突っ込まれたのか、そのあたりもお願いします。

○瀬崎伸一委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 お尋ねの消火栓の蓋がどのように開いてしまっていたかということなんですけれども、当時製造したメーカーのほうにも聞き取りを行っておりまして、少しボックスの隙間から砂などが入って、そういったものが車に踏まれるうちに隙間が大きくなってしまったのではないかというようなそういう結論に達したようです。そのように聞いております。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 それはもう人為的に誰かが蓋を開けたとかそういうのではなしに、そういう砂か何かで、振動か何かで蓋が上がってしまったと。分かりました。

はい、以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

どうぞ、世古委員。

○世古雅人委員 ちょっと1点だけ確認というか、この29件の申請、補償が出ているんですけど、これ以外に新たないう、出てくる可能性とかいうのは考えられないのかというのと、この補償について期限的なものがあ

るのかどうか、そこだけちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○瀬崎伸一委員長 水道課長。

○寺本水道課長 お答えします。

一応期限というのが11月1日までを設定しておりました。ただ、今回必要書類を提出いただくに当たりまして、例えば税理士さんに決算書を作ってもらおうとか、過去の参考分を出してもらおうとかというところで、まだそろわないというような状況があったりとかして、そこは期限を過ぎても待ちますよというような形で柔軟に対応してきたつもりでございます。

ただ、ほぼほぼもう出そろっているのかなというところもありまして、今後新規のお話というのはもうないのかなというふうには思っておるんですが、それなりの理由がもしありましたら、その辺はくみ取って対応をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 どうぞ、世古委員。

○世古雅人委員 ありがとうございます。

その知らなんだとかかなり広報的とか周知というのはしていただいているので、ないのかなというのはあるんですけど、議案とかこういうのが出てきて大きな額になると、そういうのうちもというのが出てくると、ちょっとその辺が聞きたかったんです。ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

世古委員、どうぞ。

○世古安秀委員 確認ですけども、申請者は全部で何件あって、これ29件は一応補償が認められているということですけども、申請したけれども全然認められなかったという人もおると思うんですけども、申請者全体では総合計何件で、この29件が補償の対象になっているというふうに考えたらいいんですか。それだけちょっと確認させていただきます。

○瀬崎伸一委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 今回水道の事故によりご迷惑をおかけしているというところがございまして、なるべく補償できるものについてはしていきたいというのがまず前提としてありました。その中で、いただいた申請書については、この29件が全てであり、それに対して査定などはさせていただいているものの、それに対しての補償するという形で現在対応しております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 世古委員、どうぞ。

○世古安秀委員 それでは、29件がもう全て申請をして、その中で補償が行われると。まだちょっと何件かは査定が続いているというふうなところもあるかと思うんですけども、分かりました。了解しました。ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「もう最後に」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ、尾崎委員。

○尾崎 幹委員 戸上議員が言われたように、やはり議会の認識不足が確認不足に陥ったというところ辺と、これやはり監査が第96条、自治法自体を確認せんと監査を行っと思うんです。本来それを基準としてやっていかないかん。議会と監査委員会がもうちょっとシビアな認識を持つような流れを作っていくことが大事なと思っていますので、ここら辺できるもんなら注意することは注意していただきたいと思っています。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ご意見としてお伺いすればいいのかな。

ほかにございませんかね。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 皆さん言うてもうたね。

それでは、ないようですので、次に、議案第51号についてのご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それでは、ないようですので、以上で付託されました全ての議案についての説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないですかね。

ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第46号、濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて(追認)を原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第46号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第47号、自動車破損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて(追認)を原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第47号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第48号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて(追認)を原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第48号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第49号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）を原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第49号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）を原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第50号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告については、ご一任をお願いいたします。

（「委員長、一言よろしいでしょうか」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 議長、どうぞ。

○河村 孝議長 すみません。委員長報告の中に、ぜひ議会として再発防止策の徹底というところを委員長から一言添えていただければなと。ただし、委員長報告の中に委員長個人の意見はつけられませんので、この場で皆さんにご同意いただけるということであれば、行政常任委員会全会一致で再発防止策の徹底というところを委員長報告に盛り込めると思いますので、お諮りいただければどうかなと思います。

○瀬崎伸一委員長 はい、ありがとうございます。

ただいま議長からご助言いただきました点について、再発防止策の徹底ということを委員長報告の中に、私も盛り込みたいと思うんですけども、その辺についてご同意をいただける……、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様の総意ということで、委員長報告のほうに盛り込みたいと思います。

それではこれもちまして、行政常任委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時15分 散会）

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和7年1月20日

行政常任委員長 瀬 崎 伸 一